

令和2年2月25日

画図小学校保護者様

熊本市立画図小学校  
校長 清田 浩文

### 熊本市内における新型コロナウイルス感染者の発生に伴う対応について

向春の候、保護者の皆様方には、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、2月22日、熊本市内において新型コロナウイルス感染者が確認されたことを踏まえ、熊本市教育委員会から感染拡大防止の観点から学校における児童生徒等への対応について、下記のとおり方針が出ました。本校におきましても以下のように対応してまいりますのでよろしくお願いいたします。

#### 記

1. 学校保健安全法第19条による出席停止の措置となるのは以下の場合です。
  - ①児童生徒等に風邪の症状や37.5度以上の発熱がある場合。
  - ②児童生徒等に強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）がある場合。
  - ③上記以外にあって、児童生徒等の症状が軽度であっても、保護者が出席させることに不安を感じた場合。（健康なお子様で、感染予防等のため休む場合は欠席となります。）
  
2. 学校保健安全法第20条による臨時休校（14日間）の措置となるのは以下の場合です。
  - ①児童生徒等に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合。
  - ②保護者等（同居者に限る）に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合。
  - ③教職員（同居者を含む）に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合。
  - ④児童育成クラブ支援員（同居者を含む）に、新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合。
  - ⑤上記により臨時休校措置とした場合、同校の児童育成クラブも閉設措置とします。
  
3. 学校が主催する行事については当面（今年度内）の間、下記のとおりとします。
  - ①2月28日（金）に予定されていた授業参観・学級懇談会・PTA定時総会は中止です。（学校保健委員会は、児童のみで行います。）
  - ②卒業証書又は修了証書授与式は、教職員、卒業生、保護者（同居者）のみで行い、在校生や来賓等の参加はなしとします。
  - ③遠足等、屋外の行事については今のところ実施予定です。（送る会も屋外で行います。）

裏面もご覧ください

#### 4. その他

- ①上記 1 により、出席停止措置となった場合は、熊本市保健所「帰国者・接触者相談センター」への相談をお願いします。
- ②上記 1 により、出席停止措置となった児童については、児童育成クラブの利用もできません。
- ③上記 1 により、出席停止措置とした場合は、指導要録上の「欠席日数」にはせず、「出席停止」として記録します。

#### ※【24 時間】熊本市新型コロナウイルス感染症の相談電話

1. 専用電話番号    ☎096-372-0705、☎ 096-364-3222
2. 開設日            令和 2 年 1 月 30 日（木）～
3. 開設時間        平日：午前 00 時 00 分～午後 24 時 00 分（24 時間対応）  
                         土日祝：午前 00 時 00 分～午後 24 時 00 分（24 時間対応）
4. 対応内容
  - ・新型コロナウイルス感染症に関する相談
  - ・新型コロナウイルス感染症の疑い患者を診察する医療機関（帰国者・接触者相談外来）の受診調整
5. その他            熊本市感染症対策課（096-364-3189）でもご相談いただけます。